

令和5年度第3回個人住民税検討会

日時：令和5年8月28日(月)15：00～

場所：総務省1階 低層棟101会議室

1 開 会

2 議 題

- ・個人住民税における現年課税化について
- ・その他

3 閉 会

(配布資料)

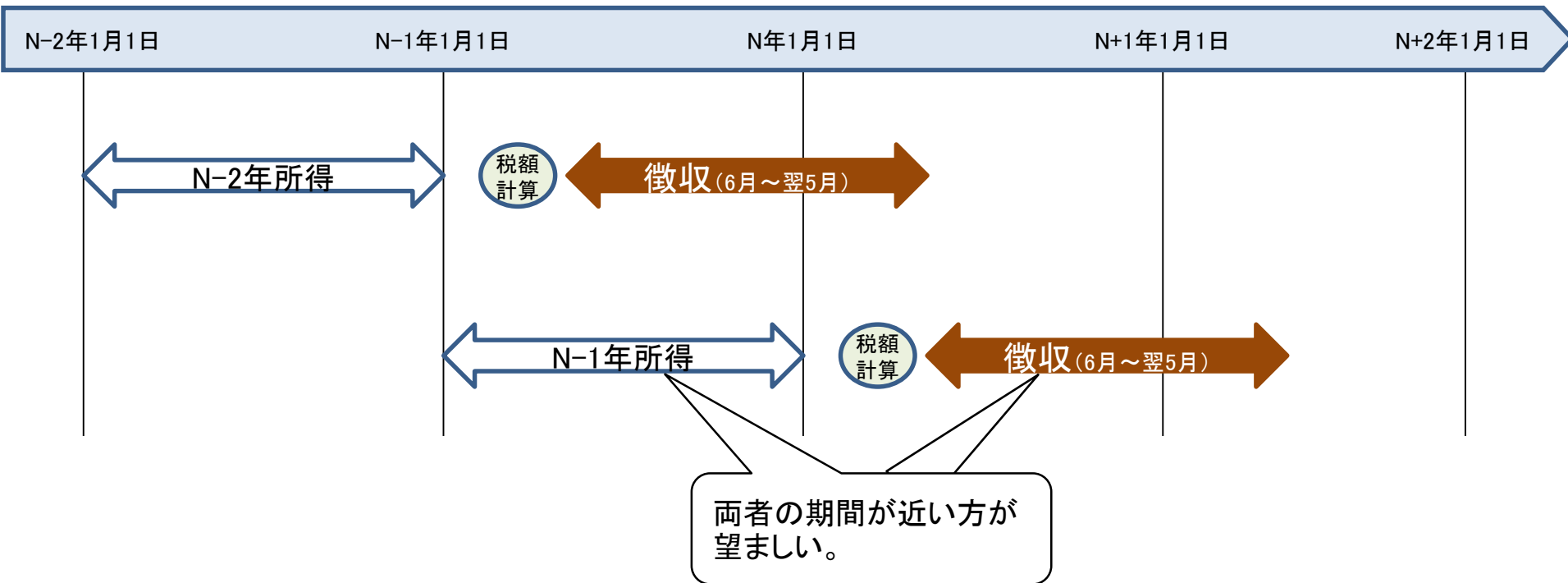
資料1 個人住民税における現年課税化について

資料2 個人住民税に関する報告事項②

個人住民税における現年課税化について

令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ①

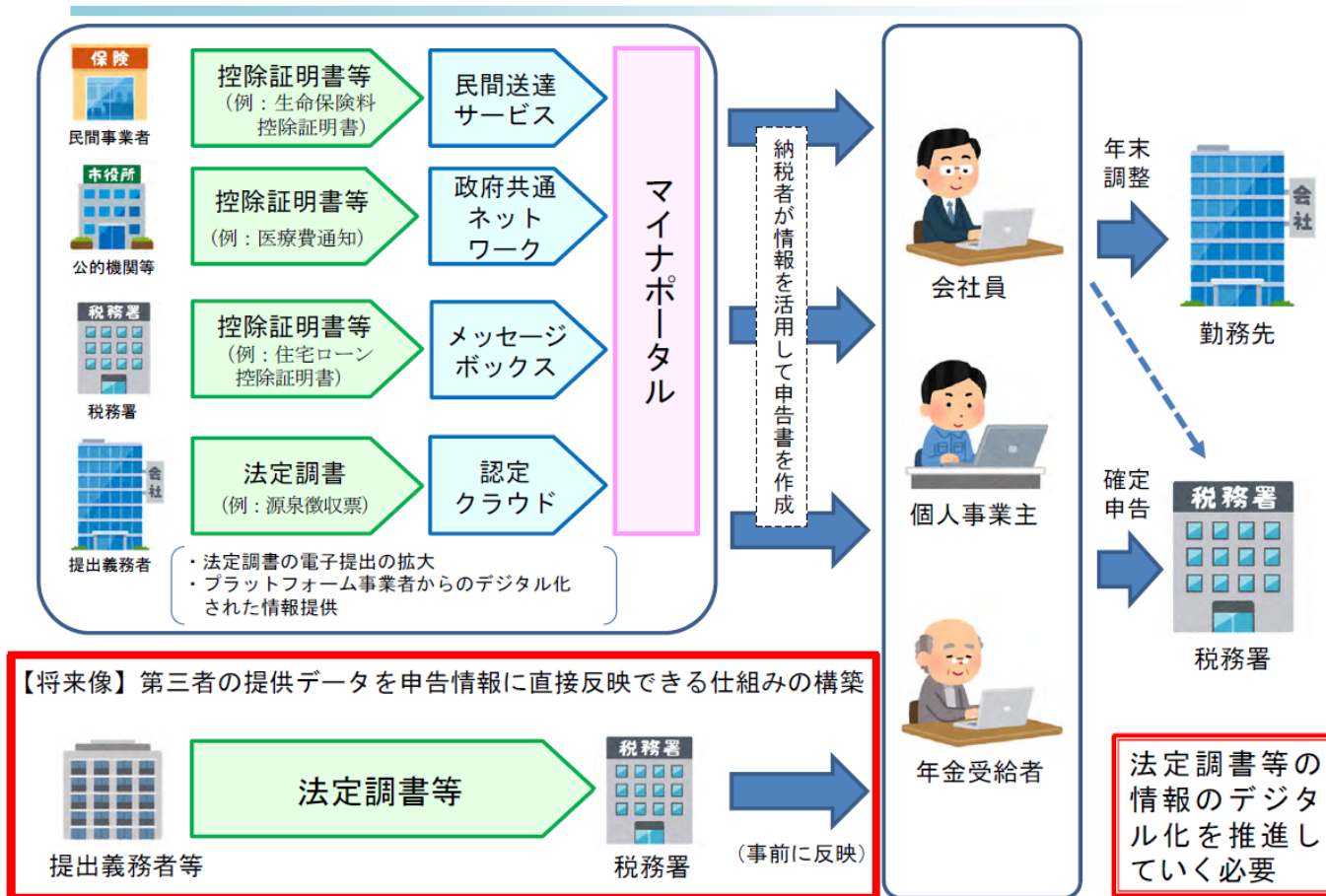
- 所得の発生と納税のタイミングは近い方が望ましい。また、その年の所得から算出された税額によりその年に受けた公共サービスを負担をする方が、納税者の納得感も得られるのではないか。



令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ②

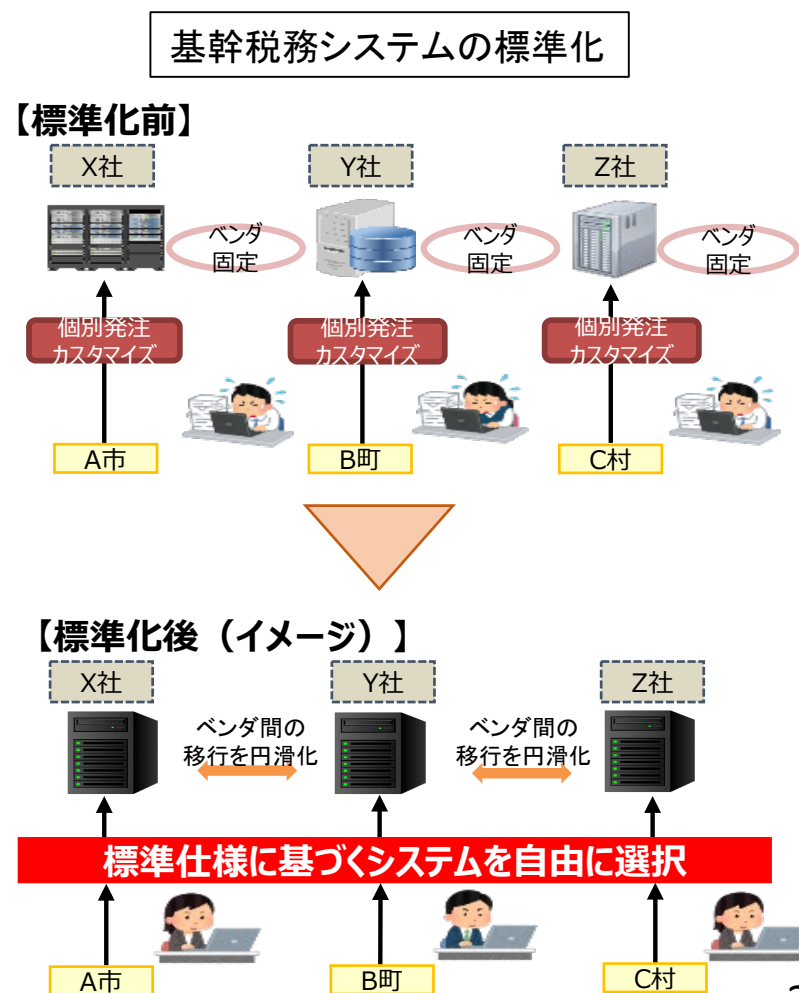
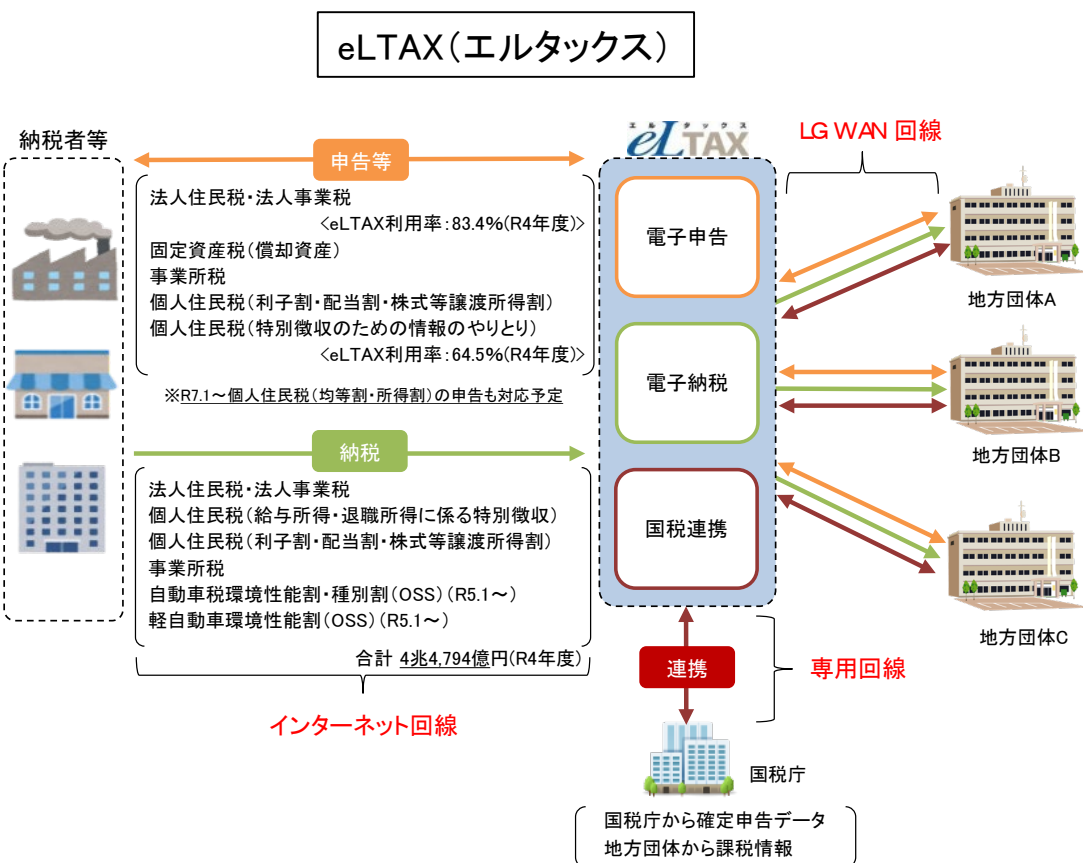
- 国税・地方税とも税務手続のデジタル化が進んでいる。
- 国税庁において、確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を、マイナポータル等を通じて、申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、この仕組みを活用することで地方税においても所得の捕捉の即時化等を進めていける可能性がある。

■政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)
第三者から提供された電子情報の活用



令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ③

- 令和7年1月からeTAXを通じた個人住民税の申告が可能になるほか、地方団体の個人住民税に係るシステムも標準化が図られる(令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が目指されている)ことから、デジタル技術を活用した全国統一的な仕組みづくりはしやすくなっているのではないかと。



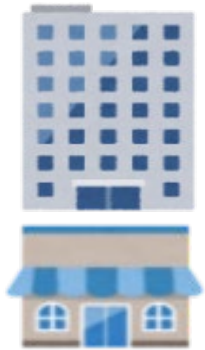
○ 一方で、

- ・ 特別徴収義務者(企業等)に、なるべく負担をかけない形で、納付先を特定し、納付してもらうための仕組み
 - ・ 現在、特別徴収義務者となっていない企業等への対応
 - ・ システム化が進んでいない中小企業や、高齢者等への配慮
 - ・ 毎年生じる、地方団体の膨大な還付処理への効率的な対応
 - ・ 切替年度(フランスのように「空白の1年」を設けるか)
 - ・ 給付行政等に活用される個人の所得との関係
 - ・ 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免等、個人住民税に係る論点
- については、引き続き、検討・議論が必要。

○ なお、検討に際しては、個人住民税は地方税の基幹税であることから、所得税の付加税化は避けるべき。

将来的なイメージ・課題

特別徴収義務者



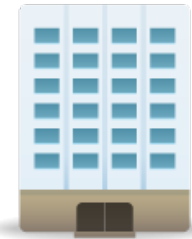
・対象事業者をどうするか、市町村がどう把握するか。

・特別徴収義務者の指定

・徴収税額の納付 ・給与等の支払情報
・その他課税に必要な情報(マイナンバー・扶養情報等)

・各事業者とも対応できるか。(システム等の整備)
・効率的、効果的に事務処理が可能な方法はないか。(事務負担の軽減)

地方団体
(市区町村)



基幹税務
システム
標準化



国税連携

国税庁



特別徴収

給与等の支払
必要書類の提出

・自治体ごとに異なる税率を
どう設定するか。

・還付申告等が必要か。

還付申告等???

還付・追徴等

・還付先口座をどう把握するか。
・膨大な件数をどう処理するか。

確定申告

・確定申告が不要な者の
取扱いをどうするか。

事業者等



民間事業者



提出義務者

・各事業者とも対応できる
か。(システム等の整備)

法定調書等



(参考①)

令和5年度 第1回 個人住民税検討会

(令和5年6月2日開催)

委員からの意見等の概要

令和5年度第1回個人住民税検討会における委員からの意見等①

○ 委員各位からいただいた主な意見等は次のとおり。

項目	主な意見等
現年課税化の意義	○ 現年課税化に伴い、国民の皆さんにある程度の負担を強いるからには、「令和4年度個人住民税検討会とりまとめ」P13(1)にあるような現年課税化の意義・メリットを、常に、世の時々動きに合わせてメンテナンスする必要があるのではないか。 ○ 応益負担ということを考えると、その年の所得で、その年にサービスを受け、負担をするというのがよいのではないか。 ○ 所得の発生と納税のタイミングというのはなるべく近いほうが良い。N年の課税標準がN年の所得であることが非常に重要。 ○ 現年課税化に伴い、年末調整から確定申告にシフトするということに国民の納得感が得られるかに留意が必要か。
所得税の付加税化	○ 所得税の付加税とされると、地方団体は自分たちで課税していないという感覚が強くなり、課税・徴収業務に対するやる気をなくしてしまうという状況が生じてしまうのではないか。 ○ 完全に所得税の付加税としてしまうということは、ある意味、究極のコスト削減・負担削減にはなるかもしれないが、それは地方税としての意義という観点から、果たして適切なものなのかどうか検討する必要がある。 ○ 付加税化は、自治体側からすると、やめていただきたい。

令和5年度第1回個人住民税検討会における委員からの意見等②

項目	主な意見等
制度的な課題 (他分野での活用を含む)	○ 所得情報を他分野で活用するということについて、個人住民税が現年課税化されると、何か変わることはあるのか。 ➢ 所得とは基本的に1年通じて計算するという考え方をとると、ある時点での現年の所得というのは存在せず、12月31日を终えて、ようやくこの年の所得というものが確定するので、その年のある時点で地方団体が把握している個人の所得情報というものが何であるかということが重要ではないか。 ○ 他分野においても、前年の所得の状況を現在の状況に照らし合わせて使っているという部分でギャップが生じているかもしれない。現年課税化をするということが、他の制度・分野においても、負担と受益、公平性を担保できていると思っている。 ○ いわゆる給付行政に対して確定した所得情報が使われているという側面があるので、実質的に「所得額を確定させる」、「賦課課税を確定させる」という行為が、給付行政のインフラになっていることに留意する必要がある。 ○ 分離課税した退職所得は、個人住民税では総合課税分の総所得金額等には含めず、納税手続がその時点で完了するが、所得税では分離課税後に確定申告を行うことで還付を受けられるケースもある。個人住民税が現年課税化された場合は、所得税と同じ制度の導入の検討も必要ではないか。 ○ 分離課税する退職所得もそうだが、資産性所得などの申告不要の所得についても同様の問題がある。特定口座で源泉徴収の対象となっている配当所得は、申告不要制度を選択すれば、個人住民税の総所得金額に反映されない。例えば、高齢者の資産家で多額の配当所得を得ている人も、申告不要制度を利用すると、当該配当について総所得金額には反映されず、国民健康保険料など社会保障関連費を意図的に低く抑えることが可能な仕組みになっている。資産性所得を、申告不要というだけで全て社会保障の基礎となる所得から外してよいのか。マイナンバーで所得を名寄せすることにより、地方団体では包括的な所得をしっかりと把握出来るのではないか。このことは、自治体の給付行政と密接に関連しているからこそできる、地方税独自の意義といえる。現年課税化は社会保障とセットで議論をしていくということが、今後、重要になってくるのではないか。 ○ 個人住民税をはじめ、地方税は申告不要制度のものをなくしてはどうか。 ○ 現年課税化に伴って企業等に源泉徴収してもらうのであれば、均等割の非課税限度額制度など、各自治体の条例で規定しているようなものについては、現年課税化の際に統一化する必要があるのではないか。

令和5年度第1回個人住民税検討会における委員からの意見等③

項目	主な意見等
事務負担の 軽減 デジタル化	○ 副業や働き方の多様化により、納税義務者が勤めている企業で所得全額を確定できるかという課題は、所得税の世界でも起きている。個人住民税も、そのような給与所得以外の所得からちゃんと徴収するような形にするのであれば、全所得が確定してから税額を調整するということは企業ではできないだろう。また、過去、年末調整に関する企業へのアンケートにおいて、個人住民税は確定した額を12等分に分けて徴収するだけなので時間的なコストはかかっているが、所得税の年末調整に時間がかかり、現年課税化により年末調整の手間が2倍になるのは耐えられないとの議論があったので、どこまで企業で確定できることを前提にやるかというのも1つの論点かと思う。 ○ 申告納税制度にしてはどうか。マイナポータルに必要な情報があり、クリックするだけでe-Taxでの確定申告ができるのであれば、eTAXでもその住所地の税率を自動で計算してくれるようなシステムができるのではないか。 ○ 企業の負担の解消にはeTAXを活用した振り分けのようなシステムが考えられるか。個人住民税の地方税としての意義についても、申告納税制度とすることで、納税者の意識を高められるのではないか。 ○ 現年課税化は、納税者側・課税庁側の双方の納税・徴収コストを減らす方向で検討すべき。マイナンバー制度やデジタル化により、双方の負担軽減が実現できるのではないか。 ○ 中小企業においては、売上げに関係ないバックオフィス業務のコストを減らしたいと考えているが、源泉徴収制度や年末調整の負担が重いうえに、デジタル技術の活用も遅れている。現年課税化は、とにかくコストを増やさないということが大前提。理想を言えば、企業からどこか1か所に申告・提出をすれば、国税も地方税も自動で税額計算等を行うようなものがあればよい。様々な事情はあると思うが、そこをどうするかが論点か。 ○ 資料P12・P13を見ると、給与所得者に係る手続や調書等についてはデジタル化されるようだが、副業により他の事業所得や雑所得がある場合は、その者が調書等を紙で集めてこななければならない、デジタル化は進んでいるようで進んでいないのが実態。 ○ 適正な課税を行う際に納税者や課税庁に一定の負担がかかることはやむを得ないが、過重な負担はよくない。現行の所得税の源泉徴収制度や年末調整事務だけでも企業側に相当な負担がかかっている。源泉徴収制度は、源泉徴収義務者と課税庁の関係であり、納税義務者がきちんとした資料を出さないと、源泉徴収義務者である企業にペナルティーが生じるもの。年末調整に限らず、講演料等の源泉徴収を個人住民税にも採用しようとした場合にも、そういうことが起こり得る。 ○ 今後、個人住民税をはじめ、他税目の手続についてもデジタル化が進むこととなっている。デジタル化の流れは止まらないどころか、むしろ加速していくと考えられる。P19以降に掲げられているのはどれも大事な視点。様々な現場からの声を認識したうえで、検討を進めていく必要がある。 ○ 過去と比べると、マイナンバー制度やデジタル化の進展により、地方団体の課税実務の負担は大幅に削減されている。ただ、企業における源泉徴収制度や年末調整事務が大きな負担となっていることは変わっていない。 ○ マイナンバー制度やデジタル化の進展により、所得税についても、企業の年末調整事務をなくし、税額の計算、還付事務を国税庁側で自動的に行えるようにすることも可能ではないか。また、移行後の負担が増えると想定される事業所や自治体については、デジタル化を活用することで出来る限り負担にならないような方法を考える必要があり、例えば、上場株式等の配当所得等と同じく還付処理件数が増大すると想定されるため、公金振込口座を登録しているマイナンバーの情報を活用することで、還付通知を送ると同時に振込も行うといったような対策が必要になると考える。 ○ 地方団体の職員も減っている中であってはデジタル化は避けられない。ただし、デジタル技術をあまり使用しない高齢者等へのフォローが、今後必要。

令和5年度第1回個人住民税検討会における委員からの意見等④

項目	主な意見等
切り替え年度における対応	○ 資産性所得のように稼得時期を変動可能な所得をどうするかは一つの焦点か。全く税がかからない所得が1年間発生するというのはいかなものか。 ○ 生涯ベースで見たときに、切替えの年に退職すると、その前年の給与所得に対する課税が丸々抜けてしまう。例えば、40年間働くとすると、新卒の人は40年間フルに課税されるのに、切替えのときに上手く辞めた人は、39年分の課税で済んでしまう。このように特定の世代やカテゴリーにだけ有利になるということを、どう考えるのか、納得してもらえるかはしっかりとした検討が必要。また、資産性所得についても切替えのときに非課税での益出しのために売却を惹起する可能性があり、慎重な検討が必要。 ○ フランスで2019年にN-1年度からN年度に現年課税化されたとき、それまで所得課税と連携させた様々な生活保護関連の給付があったが、現年課税化によって、多くの人の所得が上がり、給付の金額が下がったという経緯があった。 ○ 切り替え年度における調整について、初年度のみ課税標準において調整が必要といったある程度の方向性は前回の検討会で出ていたが、フランスの例も参考にしたい。 ○ 1年分でよいのかというところに疑問はありつつ、節税のために1年早くリタイアするような行動を回避することさえできれば、あまり大きなことでもないのではないか。いずれにせよ、データ収集や検討は必要。 ○ 稼得の時期をコントロールできる所得については対応が必要だと思うが、2年分納税する必要はないのではないか。6月～5月までの特別徴収期間を1～12月に切り替えることになるが、これらの重複についても配慮があってもよいのではないか。 ○ 2年分を1回で取らないといけないという方法だけではなく、何か工夫をすればいい方法があるのではないか。 ○ 企業が2年分納税することは負担が大きい。 ○ 「空白の1年」を設け、1年分の所得を飛ばしてもよいのではないか。

(参考②)

令和5年度 第2回 個人住民税検討会

(令和5年7月14日開催)

委員からの意見等の概要

令和5年度第2回個人住民税検討会における委員からの意見

○ 委員各位からいただいた主な意見等は次のとおり。

項目	主な意見等
フランスにおける所得税の現年課税化について	○ 納税者の理解を得るということに重きを置いて進められたとの印象を抱いた。 ○ フランスでは納税に関してD G F i Pが管理しており、個人の情報を企業に伝える必要はないなど企業の負担が増えないこと、これを日本でも適用できるかどうか非常に気になった。 ○ 企業は源泉徴収をするけれども年末調整はしないというところが、新たな発見となった。 ○ フランスの制度は、正確な意味での申告納税制度ではなく、国が課税するために必要な情報は申告し、最終的に国が税額を決定するというドイツの法人税と同じような性格なのではないか。 ○ 年末調整のような制度がないと、正確な金額は申告に頼ることになるが、フランスでは申告の習慣が既に根付いているということで理解をした。 ○ フランスで分離課税になっている部分が、いわゆる日本の分離課税とほとんど同じだと思われる。その中で、特にキャピタル・ゲインの申告自体が選択制になっていること、キャピタル・ゲインを含めて分離課税がされていることについては、日本と似ていると感じた。 ○ フランスでは、概算で徴収して後日に還付しているが、日本において概算での徴収はどこまで受け入れられるかが課題か。現年課税化の方法について様々な議論があることを納税者に広く知ってもらう必要がある。
切り替え年度について	○ 非課税の年度ができると、同族会社などではその年度にボーナスを1億円ぐらい乗せてしまうということもできてしまうので、問題がある。また、減価償却資産を計上すべき年が後ろに遅れてしまう場合や欠損金がたくさん出てしまった場合に税額から控除できないなど、そういった問題も議論をしないといけない。 ○ 納付が重複する年の調整方法として、前年分の税額を税額控除するという方法があること、また、給付付税額控除という選択肢もあること、がわかった。 ○ 所得をいつ発生させるかを自分で決められる者の所得をどうするかということが最大の論点か。また、一律で非課税とするのではなく、一部の所得については前年所得に対する課税方式を残すといった方法もあるのではないか。

個人住民税に関する報告事項②

目次

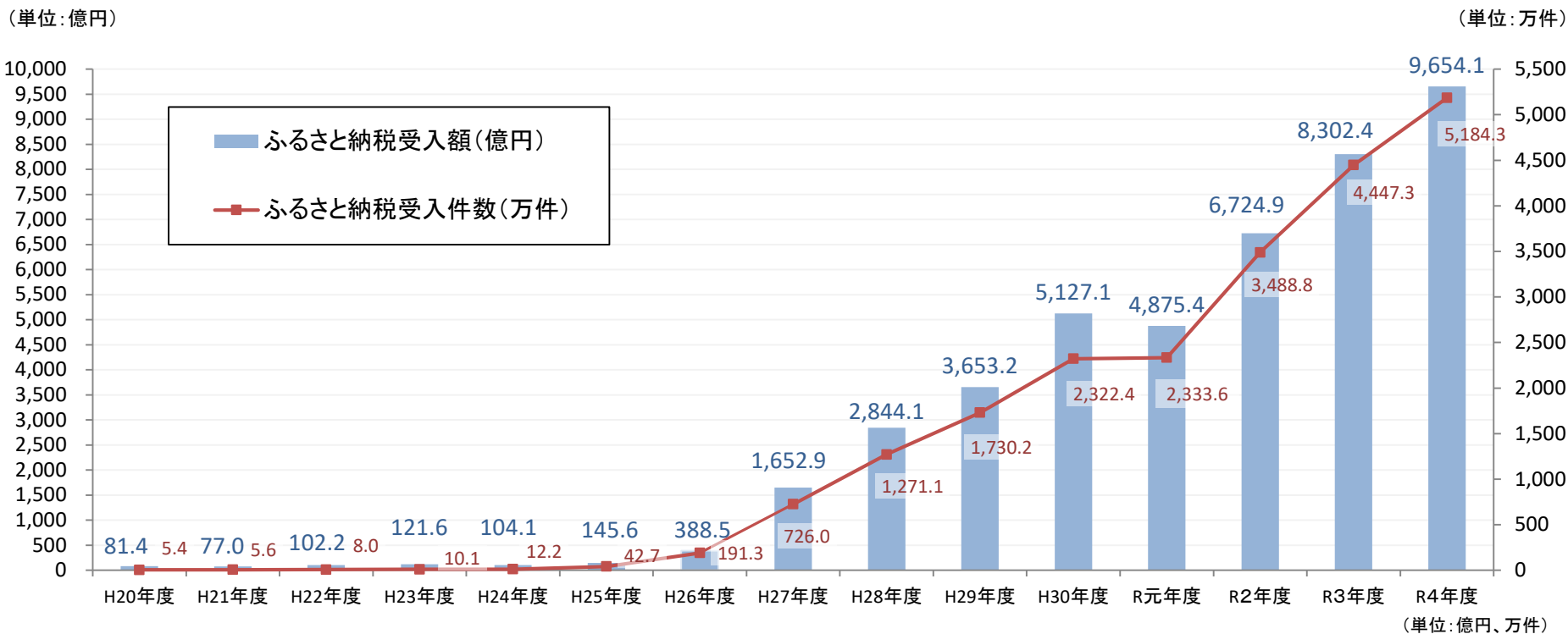
1. ふるさと納税の現況調査結果（令和5年度実施） ・ ・ 2

2. マイナンバー総点検関係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 12

1. ふるさと納税の現況調査結果 (令和5年度実施)

ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和4年度の実績は、約9,654億円(対前年度比:約1.2倍)、約5,184万件(同:約1.2倍)。



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
受入額	81.4	77.0	102.2	121.6	104.1	145.6	388.5	1,652.9 (286.7)	2,844.1 (501.2)	3,653.2 (705.7)	5,127.1 (1,140.7)	4,875.4 (1,166.7)	6,724.9 (1,808.5)	8,302.4 (2,392.0)	9,654.1 (2,961.4)
受入件数	5.4	5.6	8.0	10.1	12.2	42.7	191.3	726.0 (147.7)	1,271.1 (256.7)	1,730.2 (376.1)	2,322.4 (581.0)	2,333.6 (594.0)	3,488.8 (1,006.5)	4,447.3 (1,401.1)	5,184.3 (1,738.7)

※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

ふるさと納税の受入額及び受入件数(都道府県別) ※都道府県分と市区町村分の合計

(単位: 百万円、件)

都道府県名	令和4年度		令和3年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数
北海道	145,290	8,616,681	121,747	7,471,706
青森県	6,346	453,193	5,802	409,359
岩手県	17,696	1,081,430	14,826	892,357
宮城県	18,660	951,306	16,180	759,933
秋田県	8,672	424,210	7,905	414,052
山形県	40,463	2,462,816	37,415	2,186,928
福島県	6,207	232,721	5,377	212,153
茨城県	25,784	1,346,792	20,223	988,476
栃木県	9,604	579,223	6,162	314,996
群馬県	10,140	379,134	7,853	271,794
埼玉県	7,298	241,307	5,468	183,434
千葉県	16,028	921,134	11,737	693,991
東京都	5,257	95,645	4,961	78,883
神奈川県	16,311	475,619	15,502	439,435
新潟県	31,268	1,153,177	24,615	882,776
富山県	2,874	105,374	2,357	86,735
石川県	5,190	144,954	4,484	127,171
福井県	15,204	786,078	12,565	664,674
山梨県	32,185	1,628,878	28,030	1,513,851
長野県	25,215	1,303,800	24,170	1,149,348
岐阜県	22,285	1,089,162	18,803	923,917
静岡県	32,885	1,799,654	28,028	1,475,253
愛知県	25,097	867,633	19,430	682,645
三重県	9,775	410,216	9,012	364,192
滋賀県	12,688	351,584	10,503	292,941

都道府県名	令和4年度		令和3年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数
京都府	17,511	480,589	13,049	349,076
大阪府	32,378	1,427,176	25,806	1,304,829
兵庫県	26,867	1,105,069	29,007	1,349,559
奈良県	3,238	145,247	2,730	123,636
和歌山県	20,753	1,721,544	17,346	1,455,978
鳥取県	6,504	341,832	5,854	307,308
島根県	5,149	198,268	4,559	184,474
岡山県	8,000	379,054	6,934	321,007
広島県	4,935	174,561	4,636	172,418
山口県	3,198	152,018	2,542	99,944
徳島県	2,891	151,091	2,111	104,156
香川県	8,260	474,087	7,768	423,015
愛媛県	8,810	615,117	6,932	455,905
高知県	14,796	1,097,857	13,919	1,010,728
福岡県	55,089	3,905,364	44,673	3,141,439
佐賀県	41,643	2,715,845	35,000	2,047,359
長崎県	16,029	874,863	13,235	746,803
熊本県	28,773	2,111,557	25,583	1,840,426
大分県	10,722	552,298	9,659	501,596
宮崎県	46,644	2,507,947	46,365	2,373,121
鹿児島県	42,464	2,389,695	40,023	2,287,852
沖縄県	12,331	420,114	9,354	391,291
合 計	965,406	51,842,914	830,239	44,472,920

ふるさと納税を募集する際の使途の選択

(%は全指定団体に占める割合を示す。)

○ ふるさと納税を募集する際の使途(ふるさと納税を財源として実施する事業等)の選択

- ・選択できる 1,745団体(97.7%)
- ・選択できない 41団体(2.3%)

○ 上記で「選択できる」と回答した団体における選択できる範囲

- ・分野を選択できる 1,677団体(93.9%)
- ・具体的な事業を選択できる 431団体(24.1%)
- うち、クラウドファンディング型の実施※ 337団体(18.9%)

※「クラウドファンディング型」のふるさと納税とは、目標金額、募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募るもの
(プロジェクト総数:784事業、寄附金受入総額:18,386百万円)

○ 使途として選択可能な分野ごとの受入額、受入件数及び団体数

選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体	選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体
子ども・子育て	122,202百万円	6,742,349件	909団体	健康・医療・福祉	47,309百万円	2,528,192件	1,180団体
教育・人づくり	67,201百万円	3,454,007件	974団体	観光・交流・定住促進	28,328百万円	1,339,117件	707団体
地域・産業振興	62,278百万円	3,522,311件	1,076団体	スポーツ・文化振興	21,027百万円	924,075件	761団体
まちづくり・市民活動	49,761百万円	2,849,103件	866団体	安心・安全・防災	17,493百万円	932,875件	634団体
環境・衛生	49,022百万円	2,596,875件	1,018団体	災害支援・復興	4,484百万円	262,855件	239団体

※ その他、上記の複数分野に跨がるものや、寄附先団体に一任するもの等がある。

ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表等

(%は全指定団体に占める割合を示す。)

公表の状況	団体数	昨年度の状況
受入額実績・活用状況(事業内容等)の両方を公表している	1,446団体(81.0%)	1,429団体
受入額実績のみ公表している	264団体(14.8%)	263団体
活用状況(事業内容等)のみ公表している	20団体(1.1%)	29団体
受入額実績・活用状況(事業内容等)のいずれも公表していない	56団体(3.2%)	65団体

寄附者への報告等の状況	団体数	昨年度の状況
寄附者に対して、寄附金を充当する事業の進捗状況・成果について報告している	863団体(48.3%)	798団体
寄附者と継続的なつながりを持つための取組を行っている	776団体(43.4%)	733団体

ふるさと納税の募集に要した費用(全団体合計額)

(単位:百万円)

区 分	金 額	受入額に占める割合	昨年度結果
返礼品の調達に係る費用	268,728	27.8%	27.3%
返礼品の送付に係る費用	73,179	7.6%	7.7%
広報に係る費用	6,682	0.7%	0.6%
決済等に係る費用	19,721	2.0%	2.2%
事務に係る費用等	83,421	8.6%	8.6%
合計	451,731	46.8%	46.4%

(参考) 令和4年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体

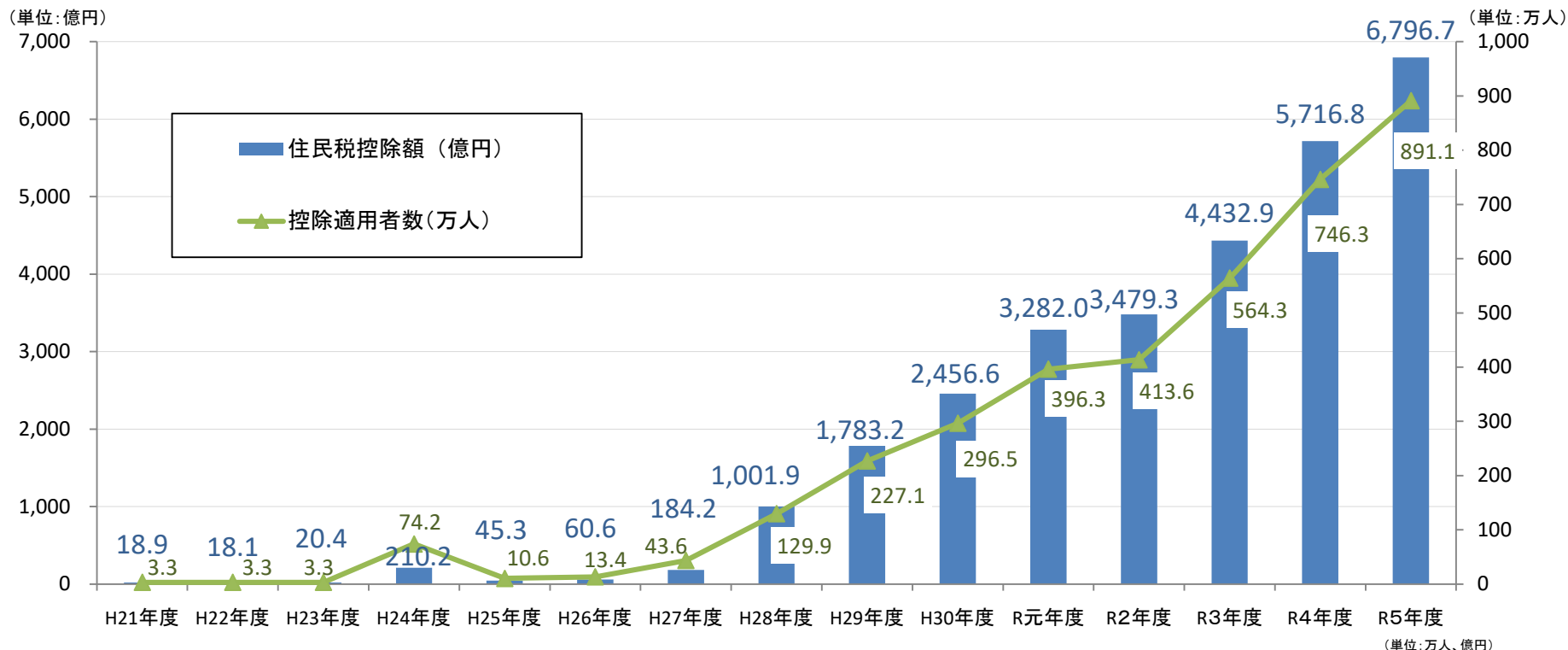
(単位: 百万円、件)

団体名		受入額	受入件数
宮崎県	都城市	19,593	1,004,337
北海道	紋別市	19,433	1,289,418
北海道	根室市	17,613	829,461
北海道	白糠町	14,834	926,034
大阪府	泉佐野市	13,772	923,581
佐賀県	上峰町	10,874	898,015
京都府	京都市	9,508	166,990
福岡県	飯塚市	9,086	780,190
山梨県	富士吉田市	8,806	344,161
福井県	敦賀市	8,749	501,071
静岡県	焼津市	7,574	475,221
北海道	別海町	6,943	478,927
兵庫県	加西市	6,361	167,320
愛知県	名古屋市	6,323	116,150
鹿児島県	志布志市	6,220	272,323
茨城県	境町	5,953	370,857
宮崎県	宮崎市	5,653	334,065
茨城県	守谷市	5,574	263,880
千葉県	勝浦市	5,534	438,273
新潟県	燕市	5,495	163,473

ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移(全国計)

○ ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数(全国計)の推移は、下記のとおり。

○ 令和5年度課税における控除額の実績は約6,797億円(対前年度比:約1.2倍)、控除適用者数は約891万人(同:約1.2倍)



課税年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,456.6 (649.4)	3,282.0 (964.0)	3,479.3 (1,086.1)	4,432.9 (1,535.0)	5,716.8 (2,056.6)	6,796.7 (2,561.1)
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	296.5 (110.1)	396.3 (161.5)	413.6 (177.3)	564.3 (269.8)	746.3 (375.5)	891.1 (464.9)

※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和5年度については、令和4年1月1日～令和4年12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況である。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。

※ 令和4年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和5年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況 ※都道府県分と市区町村分の合計

(単位: 百万円、人)

都道府県名	令和5年度課税	
	住民税控除額	適用控除者数
北海道	17,896	284,420
青森県	2,199	37,303
岩手県	2,139	36,504
宮城県	7,943	118,071
秋田県	1,612	27,858
山形県	2,274	38,156
福島県	3,800	60,410
茨城県	10,302	149,422
栃木県	6,513	91,051
群馬県	6,460	94,176
埼玉県	39,069	553,882
千葉県	37,387	497,810
東京都	168,801	1,692,951
神奈川県	70,752	874,673
新潟県	5,190	83,028
富山県	3,015	51,267
石川県	4,175	67,504
福井県	2,366	40,844
山梨県	2,986	41,604
長野県	5,918	90,993
岐阜県	8,138	124,788
静岡県	14,480	214,233
愛知県	49,100	644,495
三重県	7,379	112,762
滋賀県	7,150	107,491

都道府県名	令和5年度課税	
	住民税控除額	適用控除者数
京都府	14,195	191,981
大阪府	54,916	754,266
兵庫県	33,079	444,060
奈良県	6,826	95,100
和歌山県	3,154	48,343
鳥取県	1,268	22,173
島根県	1,370	23,682
岡山県	6,867	108,034
広島県	11,415	165,930
山口県	3,921	62,036
徳島県	2,063	32,766
香川県	3,414	53,930
愛媛県	3,698	56,194
高知県	1,561	25,201
福岡県	22,271	326,089
佐賀県	2,199	38,002
長崎県	3,258	51,754
熊本県	4,505	70,284
大分県	2,925	45,758
宮崎県	2,528	41,677
鹿児島県	3,833	61,923
沖縄県	3,358	56,235
合計	679,671	8,911,114

(参考) 令和5年度課税における市町村民税控除額の多い20団体

(単位: 百万円、人)

団体名		市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県	横浜市	27,242	398,606
愛知県	名古屋市	15,926	231,165
大阪府	大阪市	14,853	250,358
神奈川県	川崎市	12,115	187,502
東京都	世田谷区	9,829	135,082
埼玉県	さいたま市	8,969	137,904
福岡県	福岡市	8,504	140,153
兵庫県	神戸市	8,457	135,549
北海道	札幌市	7,951	149,127
京都府	京都市	7,387	116,423
東京都	港区	6,942	51,567
千葉県	千葉市	5,541	82,476
広島県	広島市	5,141	87,404
東京都	大田区	4,953	95,472
東京都	杉並区	4,786	81,058
東京都	江東区	4,775	81,152
宮城県	仙台市	4,581	78,275
東京都	渋谷区	4,559	39,789
東京都	品川区	4,546	70,608
東京都	練馬区	4,359	87,801

2. マイナンバー総点検関係

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	・ 各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。 ①マイナンバー届出義務の有無、 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで （8月末に中間報告）	・ 紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ・ 紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など ・ 紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

※ 資料3を一部抜粋

No.	特定個人情報	紐付け実施機関
1	世帯情報	市区町村
2	所得・個人住民税情報	市区町村
3	児童手当支給情報	市区町村
4	介護保険資格・給付情報	市区町村
5	障害者自立支援に関する給付情報	都道府県、市区町村
6	障害者の療養介護・施設入所支援に関する情報	市区町村
7	障害児通所支援給付情報	市区町村
8	養育医療費の給付情報	市区町村
9	生活保護情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
10	児童扶養手当の支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
11	中国残留邦人等支援給付支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
12	ひとり親家庭への自立支援金給付情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
13	母子生活支援保護情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
14	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳情報	都道府県、市町村
15	ひとり親家庭への資金貸付情報	都道府県、指定都市、中核市
16	小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区含む）
17	障害児入所支援・措置情報	都道府県、指定都市、児童相談所設置市・特別区
18	障害児入所支援・措置、生活援助情報	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
19	特別児童扶養手当の支給情報	都道府県、市町
20	中国残留邦人等自立支援給付情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
21	特別支援学校への就学に必要な経費情報	都道府県教育委員会
22	学校病治療に係る医療費援助情報	都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
23	医療保険の資格情報（国民健康保険の給付手続で使用）	市区町村
24	地方公務員災害等の給付情報	市区町村、地方公務員災害補償基金
25	後期高齢者医療保険等の給付情報（日雇特例被保険者の給付等）	市区町村
26	船員保険等の給付情報（高齢者医療保険の給付手続で使用）	市区町村
27	医療保険の資格情報（障害者自立支援給付の支給で使用）	市区町村
28	医療保険の資格情報・給付情報（雇用保険の傷病手当認定手続で使用）	地方公務員災害補償基金
29	医療保険等の資格情報・給付情報（船員保険の給付手続で使用）	市区町村
30	医療保険等の資格情報（精神障害者の入院費用算定で使用）	市区町村
31	医療保険の資格情報・給付情報（感染症患者に対する特定医療費の支給で使用）	市区町村
32	児童扶養手当公的年金給付情報	日本年金機構、地方公務員災害補償基金
33	医療保険の資格情報（予防接種健康被害に対する支給、奨学金の申請で使用）	市区町村
34	特別児童扶養手当障害手当支給情報	都道府県、市区町村、日本年金機構
35	国民年金・障害者手当の給付記録情報	都道府県、市区町村、日本年金機構、地方公務員災害補償基金
36	国民年金・被用者年金の給付記録情報	日本年金機構
37	障害を支給事由とする給付情報	日本年金機構
38	雇用保険資格・給付情報	ハローワーク
39	教育訓練給付金の給付情報	ハローワーク

※ 資料3を一部抜粋

No.	特定個人情報	紐付け実施機関
40	雇用保険手当・高年齢雇用継続給付情報	ハローワーク
41	職業訓練受講給付金の給付情報	ハローワーク
42	労働者災害補償給付情報	労働基準監督署、厚労本省労災保険業務課
43	国民年金・被用者年金の給付・保険料徴収の情報	日本年金機構
44	障害基礎年金給付情報	日本年金機構
45	特別障害給付金情報	日本年金機構
46	地方公務員災害補償法被災情報	地方公務員災害補償基金
47	障害児福祉手当・特別障害者手当の支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
48	年金生活者支援給付情報	日本年金機構
49	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区含む）
50	妊娠届出情報	市区町村
51	難病患者に対する特定医療費の支給情報	都道府県、指定都市
52	医療保険の資格情報・給付情報（難病患者に対する特定医療費の他の給付との調整で使用）	都道府県、市区町村
53	予防接種情報	市区町村
54	障害年金情報（特別児童扶養手当関係）	都道府県、市区町村、日本年金機構、地方公務員災害補償基金
55	妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報	市区町村
56	自治体検診に関する情報（肺がん検診（一次））	市区町村
57	自治体検診に関する情報（肺がん検診（精密））	市区町村
58	自治体検診に関する情報（乳がん検診（一次））	市区町村
59	自治体検診に関する情報（乳がん検診（精密））	市区町村
60	自治体検診に関する情報（胃がん検診（一次））	市区町村
61	自治体検診に関する情報（胃がん検診（精密））	市区町村
62	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診（一次））	市区町村
63	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診（精密））	市区町村
64	自治体検診に関する情報（大腸がん検診（一次））	市区町村
65	自治体検診に関する情報（大腸がん検診（精密））	市区町村
66	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診（一次））	市区町村
67	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診（精密））	市区町村
68	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診（一次））	市区町村
69	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診（精密））	市区町村
70	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診（一次））	市区町村
71	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診（精密））	市区町村
72	職業転換給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る）に関する情報	都道府県

※1 個別データの点検を先行している「健康保険証、共済年金及び公金受取口座」は含まず。

※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施。

マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告

- ① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関
- ② マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果
- ③ 個別データ総点検の実施方法等
 - ・ 誤った紐付けの修正
 - ・ 情報漏洩の有無に関する調査
- ④ 総点検実施機関への支援
- ⑤ マイナポータルを活用した確認の推進
 - ・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認

2. 再発防止対策

- ① マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定
 - ・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化
 - ・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底
- ② マイナンバーの照会方法の改善
 - ・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会
- ③ マイナンバー登録事務のデジタル化
 - ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及

3. 国民の信頼回復に向けた対応

- ① 健康保険証との一体化への移行のあり方
 - ・ 資格確認書の交付と利用方法
- ② マイナンバーカード取得の円滑化
 - ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など）
- ③ マイナ保険証の利用の促進
 - ・ マイナ保険証を実際に使ってもらうための広報・促進策
- ④ マイナ保険証のデジタル環境の整備
 - ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進
 - ・ 電子処方箋の普及
 - ・ 次期マイナンバーカードへの移行
 - ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上
- ⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり
 - ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進
 - ・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止
 - ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化
 - ・ 低い窓口負担
 - ・ 電子処方箋の普及（再掲）

1. 総点検に関する中間報告

マイナンバー総点検の進め方

- 6月21日 第1回マイナンバー情報総点検本部
- 7月中 マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査
紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
- 8月8日 マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。
- 8月9日～ デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
- 8月中下旬 個別データの点検に本格的に着手
- ↓
- 原則秋 定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回）
個別データの点検作業終了（※個別の自治体名を公表するものではない）

（総点検終了後の今後の取組み）

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

1. 総点検に関する中間報告

①調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関

- 地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関に対し、個別データの点検が必要な対象機関の整理のため、紐付け方法の実態を確認。

- ① マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、
② 基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、
③ 基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、妥当な方法により本人として特定しているか、
を確認し、これらに該当しないものについて個別データの点検が必要と判定。

- 今般の紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、点検を行う機関は以下のとおり。

事務	主な紐付け実施機関	点検対象機関数	備考
健康保険証	保険者(3,411)	1,313	先行して点検 ※1
共済年金	共済組合等(7)	全数	先行して点検
公金受取口座	デジタル庁(1)	全数	先行して点検
障害者手帳	都道府県(47)、指定都市等	全数	
労災補償	労働基準監督署(325)	※2	
生活保護	福祉事務所設置都道府県(45)	4	
	福祉事務所設置市町村(862)	80	
介護保険（介護保険資格・給付情報など）	市町村・広域連合(1,735)	90	
住民税	市町村(1,741)	200	住登外のみ
児童手当（児童手当支給情報など）	都道府県(47)	0	
	市町村(1,741)	60	
世帯情報	市町村(1,741)	0	
年金	日本年金機構(1)	0	
雇用保険	ハローワーク(544)	0	
その他	都道府県・市町村	—	

概数

※1 7月末までに先行して点検を実施。今後、更に登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行う予定

※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施

- 個別データの点検が必要となった原因の大宗は、J-LIS照会を住所を含まない3情報以下で行い、複数者が該当した際の本人確認方法が具体的に定まっていなかったこと。
- 地方自治体については、都道府県に対して、点検対象となった自治体を8月8日に通知。（※8月9日に説明会を実施予定）
その他の紐付け実施機関については、各制度所管省庁より8月8日に通知。（※対象機関名については8月21日の週に公表）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 i) 健康保険証の紐付け誤り

1. 点検概要

(対象) 全保険者

- (点検事項) ・ J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか
・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか

【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

2. 点検結果

- 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。
約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】

※1 残る55万件（すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等）は、現在ご本人等に確認中。

- 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認（点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済）
うち、771件について、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）
によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。

※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の 登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧され た事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件（5月末まで）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 ii) 共済年金での紐付け誤り

- 各共済において、全ての年金受給権者について、「共済が保有している情報」と「J-LIS照会して得た情報」を突合して、点検を実施。
- その結果、点検対象数 約 5 1 0 万件のうち、1 1 8 件（点検対象の約0.002%）のマイナンバーの紐付け誤りが判明。（いずれも、正しいマイナンバーに修正済）
- 主な原因は、J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの。
- 1 1 8 件のすべてについて、年金支給額に影響がないことを確認済。

【各団体の点検結果】

団体名	点検対象数	うち、紐付け誤り件数
地方公務員共済組合	3,160,928	112
国家公務員共済組合連合会	1,307,991	6
日本私立学校振興・共済事業団	597,195	0
合計	5,066,114	118

【紐付け誤りの主な原因】

主な原因	件数
J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの	100 〔地: 94 国: 6〕
その他の事務処理誤りによるもの	18 〔地: 18〕

【対応策】

- ① 省令改正：資格取得届書や年金裁定請求書に、本人がマイナンバーを記載することとする。（9月中）
- ② 運用改善：さらに、①により本人が記載したマイナンバーをもとにJ-LIS照会を行い、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）が一致することを確認することとする。

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 iii) 障害者手帳情報の紐付け誤り

1 調査の概要

- 6月20日、静岡県における障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案が判明したことを踏まえ、障害者手帳に関する紐付けについて、事務処理状況の確認と点検のため、厚生労働省から通知を発出。
- 7月7日、各制度におけるマイナンバーの紐付けの実態調査を行うため、障害者手帳を含む厚生労働省所管分野について、通知を発出。

2 調査結果（6月20日・7月7日通知の調査結果）等

- ① J-LIS照会等を行う際に、完全な住所情報を用いず、その後も適切な方法で個人を特定していない自治体が50/237自治体。（都道府県22/47 市町村28/190）
- ② その他、一部の自治体で、マイナンバーに紐付ける障害者手帳情報を誤った事案が判明。
例：(1)静岡県事案（一部）：削除すべき情報がシステム上に残り、手帳番号が重複（15件）
(2)鳥取市事案：県から市に権限委譲した際、類似する手帳番号を付番したことに伴う誤り（485人）
(3)宮崎県事案：ファイル作成時に手作業で転記した際の誤り（2,336人）



2の調査結果を踏まえると、①の50自治体以外についても紐付けの正確性が強く懸念されるため、障害者手帳については、全ての自治体を、「個別データ総点検」の対象とする【原則秋まで】

1. 総点検に関する中間報告

⑤マイナポータルを活用した確認の推進

マイナポータルでの確認

- (1) 住民登録外者など、不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。（確認する方法の詳細についてはP9参照）
※現在、必要な情報へ簡単にたどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいる
- (2) 政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録（紐付け）されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行い、個人端末（マイナポータル）上でも確認できることを案内する。
- (3) デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらい、マイナポータルを利用してもらう。
- (4) 確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にまずはお問合せしてもらう。

1. 総点検に関する中間報告

⑤ マイナポータルを活用した確認の推進

マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認できる。 ※3ステップの操作で確認可能

自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法

公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「公金受取口座の登録・変更」を押します。

3.登録状況

公金受取口座の登録状況ページが表示され、登録されている口座情報を確認いただけます。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。

3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等がお持ちのスマートフォン等を利用し、ご自身のマイナンバーカードを使ってご確認いただくことも可能です

※また、お住まいの市区町村によっては、担当窓口で公金受取口座の登録状況を確認できる支援端末を設置している場合がございます。支援端末の設置の有無については、お住まいの市区町村へお問い合わせください

出典：デジタル庁HP

2. 再発防止対策

① マイナンバー登録事務に関する横断的ルール策定

- ・ 制度所管省庁が、各種制度の申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正やガイドライン策定を行う。
- ・ マイナンバー登録に係る横断的なガイドラインを策定（9月中）
※ ガイドラインには、「人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う」ことも記載。
- ・ 自治体等におけるマイナンバー登録事務の実施体制を確保
- ・ 登録データに係る定期的なシステムチェックの仕組みの導入を検討
（紐付け実施機関が保有する登録データの正確性について、定期的にチェックする仕組みをシステム上導入することについて、今後検討）
（市町村については、特に住民登録外のチェックの仕組みを検討）

② マイナンバーの照会方法の改善

- ・ マイナンバーを特定するためのJ-LISへの照会方法については、原則4情報（※）による照会にするよう、J-LISにおいて照会システムの改修を行う。改修にあたり、各機関の事務に支障が生じないか等の課題について調査を実施中。（8月中）
（例：漢字氏名を保有していない場合がある（厚労省・ハローワーク）
※「2丁目1番地2号」「2-1-2」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持する。
※性別を除いた3情報（氏名・生年月日・住所）での照会は引き続き行えることとする。）

③ マイナンバー登録事務のデジタル化

- ・ マイナンバー収集において転記ではなくデジタルでマイナンバーカードからマイナンバーを読み取る方法の普及へ向けた障壁の改善、事業者への働きかけ（年度内）

※ 迅速なインシデント対応

- ・ 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁と情報共有しつつ、紐付け実施機関に対して直ちにデータを修正することを要請する、デジタル庁を司令塔とする組織横断体制を構築済み（7月）
- ・ 個人情報取扱事業者等は、個人データの漏えい等が生じたときは個人情報保護法及び個人情報保護委員会規則に沿って、個人情報保護委員会に適切に報告を行う。

(令和5年度)第3回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和5年8月28日(月)15時00分～17時00分

2 場 所 総務省1階 低層棟101会議室

3 出席者 林座長、井上委員、江口委員、加藤委員、神山委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、穴戸委員、長谷川委員、平井委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税における現年課税化について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 個人住民税における現年課税化に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。
- 個人住民税に関する報告事項に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(個人住民税における現年課税化に関する主な意見等)

- 事務負担について
 - ・ 現年課税化に際し、自治体による税額確定、還付追徴という考えがあるが、住民税における年末調整を自治体が行う場合、自治体の事務量が増えることになるため、各業務における負担の軽重がどのように変わるかを明確にしていく必要がある。
 - ・ 現年課税化をするにあたっては、住民税において10%で源泉徴収し、還付するというかたちにすれば確定申告も進むと思うが、最初は抵抗が大きいだろう。
 - ・ 最初に10%で源泉徴収し、現在の賦課決定を5月ないし6月に行い基本還付という形にすれば、少なくとも各特別徴収義務者に税額通知書を送って納付させる手間が減るため、特別徴収義務者の負担も下がるのではないかと。自治体側も、還付口座に一斉に振り込むだけで済み、通知するという手間もなくなる。社会保障関係のインフラとして使える所得も確

定できる。あくまで所得税の付加税ではないという位置づけができれば、この方法が望ましいと思う。

- ・ 現年課税については、とにかく企業の手間が増えず、複雑化しないことが願いである。行政側で対応していただけるとありがたいが、付加税化との折り合いや基礎自治体間の差異にどう対応していくかが課題か。

○ 所得税の付加税化について

- ・ 徴税義務と両立して納税義務者の負担も軽減しなければ合意が得られないという中で、住民税を所得税の付加税化とさせないという方策はどのような方向で進めるべきなのか議論したい。
- ・ 地方の超過課税を認めつつ、所得控除も自由に認めつつ、ある程度地方の意向が反映されるような仕組みを維持し、地方の財源の事情を配慮し、なるべく地方の事務手数が減らすことを考慮すると、確定申告という方向、その鍵がデジタル化ということにつながる。確定申告のデジタル化が現実的になりつつあり、その流れでより望ましい現年課税化に向かうのではないか。
- ・ 所得税と住民税は課税ベースが似ているが、住民税では条例で自治体ごとに免除等が可能であるといった差異がある。こうした差異を統一するか、各自治体の考えを反映させる制度設計がよいかは今後議論を深めていく必要がある。
- ・ 現年課税を給与所得者に限定して源泉徴収することとすると、分離課税分や申告の内容を反映する寄付金控除、医療費控除があるため、翌年度課税の部分が発生するのではないか。

○ 現年課税化のメリットについて

- ・ 所得の発生と納税のタイミングが近いことは誰にとって望ましいか、本当に納税義務者にとって望ましいか、何が有益なのかが少し分かりにくい。議論が進み、実務的にどう進めるか考える中で、課税のタイミングを一致させることの重要性が少し薄くなってきた。
- ・ デジタル化によってどこまで納税義務者あるいは特別徴収義務者が便利になることが言えるかによって現年課税化も進めやすくなると考える。
- ・ 現年課税化をするにあたり、その背景を示した上で、今後のスケジュール感を示す必要があると思う。
- ・ N年度に現年課税のための改正法案を提出するのであれば、N-2年度もしくはN-4年度、N-5年度くらいから、国民住民を巻き込んだ租税教育をしておくべきではないかと考える。

- ・ 現年課税について、国民住民に具体的なメリットをまず示すべきである。

○ 確定申告について

- ・ 確定申告が現年課税化が進むかどうかのキーワードと思う。申告の仕方について国税庁と手引きを作るといった取組みがないと、申告しようと思っている人もなかなか申告できない状況になるのではないかな。
- ・ 納税義務者が自身の情報を一番よくわかっていることが基本なので、納税義務者自らが申告することは合理的な方法であり、それにより地方団体の手間が減るということは、それ以外のところに地方団体の財源や人員を使うことができ、地方サービスの充実にもつながるということで、とてもメリットがあると納得してもらえよう早めから動くことには同意である。諸外国ではどうなっているかということも踏まえて検討していく必要があるかと思う。

（「個人住民税に関する報告事項」に関する主な意見等）

○ ふるさと納税について

- ・ ふるさと納税制度について、寄附金を特定財源として受け入れ、子育て等に有益に使われていくことは良いが、特定の団体の一般財源を圧迫しているケースもある。この場合、寄付者がネットショッピングを通じて財源を限定していつているように感じられ、制度的な違和感を感じているところであり、問題が出ているところなのではないかと思う
- ・ ふるさと納税というのが実質は「カタログ販売」の様相を呈していると思われる。「地方創生〇〇寄附金」などというネーミングを考えたほうがいいのではないかな。
- ・ 地方の中小企業、小規模事業者からすると、知名度も信用力もない中でふるさと納税制度によって行政の知名度、信用度などの信用補完を受けて自社の製品を地区外のお客様に売れる、受け取ってもらう、知ってもらうことができ、次につながるという意味では地方創生の中でも非常に喜ばれているのは事実である。他方で都市部の地方自治体、特に不交付団体との折り合いをどうやってつけるかが大事だろうと思う。
- ・ 特に事業者にとってふるさと納税によって生計を維持するということになってしまうと、やめられない補助金のようにになってしまうので、ふるさと納税で広まり、商売が成り立つようになったというのが本来の地方創生ではないかな。

○ マイナンバー総点検について

- ・ 利用者がポイントとかではなくて、長い目で見て、マイナンバーカードを有効活用することでどのように生活が変わっていくのかなかなか見えてこないというのが、一市民として感じるところである。行政側でも色々なことに使ってメリットがあるという風に、全体的にこういったメリットがあるのか示していく必要がある。
- ・ マイナンバーの記載が義務化されているにもかかわらず、書かれていない部分が往々にしてあり、ここが現場が苦しい問題を発生する部分と思う。こうした場合に制度で補足してもらい、マンナンバーが100%補完できれば、現年課税化も一気に進んでいくのではないかと考えるため、そういったところも標準化を併せてお願いしたい。

(以上)